

(第2回) イギリスでアフリカ社会と法を学ぶ

「法制度はアフリカ社会を豊かにするのか」

2024年 1月

One Asia Lawyers Group

原口 侑子 (日本法弁護士)

アフリカ社会と法律を学ぶにあたって特有の視点が大きく二つある。

一つは多くの国で「法」が広く慣習法や慣習に基づく首長制度を含むこと（「代替司法制度」と呼ばれている）。こちらは法人類学という枠組みで学んでいる。

もう一つが、アフリカの法制度は、「結局この法制度があって私たち（市民）の地域は豊かになるのか」という問いとともに語られることが多いことだ。

いかにも GDP に影響を及ぼしそうな資源開発に関わる法令だけではない。ケニアのスタートアップ規制についても、南アフリカの CSR（企業の社会的責任）促進についても、ナイジェリアの汚職規制についてもアフリカ人権憲章（バンジュール憲章）についても根幹の問いは、「それではこうした法律や制度の施行はどのようにアフリカの各地域社会の『開発』—GDP 向上だけではなく社会や生活の向上などの人間開発（Human development）—に資するのか」から始まる。

生活の向上というより社会の安定を求める傾向の日本でももちろん、法制度に絡む社会課題は山積している。ジェンダーや雇用・働き方の問題、汚職、周縁化された層の包摂など、中にはアフリカと共通する問題もあるが、その多くは明治時代から続く古い法律が時代に合わなかったり、または今まで「安定」を理由として社会の一定層を疎外し周縁化してきたことに目を向けてこなかったことといった、既存制度のひずみによる課題、もしくは施行のプロセスの問題だ。

これに対して、アフリカ諸国は独立後 60 年が経つ今、成長の裏でさまざまな社会課題に直面している。貧困、国家機関のガバナンスの不十分、西側で頻発するクーデター、土地や資源の管理をめぐる紛争、女性や若年層、移民・難民・避難民の人権など各国の課題は地域によっても、国際社会との力関係によっても異なるが、制度の未整備や機能が脆弱であること、施行が恣意的であることが問題になりやすい。植民地時代や独立後の混乱の後遺症も未だにある。その中で、「ではこれらの社会課題に対して、慣習を含む法律や司法制度はどのような役割を果たしてきたか、これからどのような役割を果たすべきか」というお題は、独立以降ずっと議論されてきた。

ということで、ロンドンの大学院では通期で「アフリカの法と開発」というコースを履修し、このお題について学んでいる。ナイジェリア、タンザニア、ジンバブエの弁護士でもある教授陣が教える授業は、各国の独立前後に始まった「アフリカ法と開発運動（Law and Development Movement）」が今「法の支配」や「法のエンパワメント・法教育」の議論に移行しているという理論史から始まる(*1 Baderin)。

大学院に来た身として私も「知の巨人の肩」の上に乗りながら、主にアフリカ各国から来た弁護士や法学生たちと、「アフリカの法律や司法制度はいった何のためにあるのだろうか」という

議論をする。結局は国家と市民社会の健全な関係が必要ですよねという普遍的な結論には至るのだが (*2 Sherman)、そこに至るまでのプロセスは日本での議論とはやはり違う。

＊

何が違うかというところまず歴史が違う。日本では明治以前と明治以降で法制度の移行があったのに対し、アフリカでは法制度上は3つの遺産 (Triple Heritage *3 Mazrui) が重なり合って現存していると言われている。それらは土着の慣習法、宗教法 (イスラム教・キリスト教など)、植民地時代のヨーロッパの法制度と、アフリカ各地がたどってきた歴史の三つの層に重なる。しかし同じ大陸内にあってもこれらの重なり合いは異なる。「アフリカ大陸全体に通用する法制度はない」のだ (*2 Sherman)。

社会構造が違う。長きにわたって中央集権化されている日本と違って、政府が弱い国が多く (そもそも国家の国境線は植民地時代に引かれたものである)、政府のカバーしていない分野を市民社会 (CSO) が担っている。

仕事の概念が違う。雇用概念が違う。日本でいう非正規雇用よりはるかに大きなインフォーマル経済 (informal economy) がアフリカ経済の8割以上を占める (*4 ILO)。貧富の格差を表すジニ指数は各国で高く (*5 世界銀行)、格差が大きい各国の背景に照らして、知的財産権の保護は本当に正義なのかという議論がある。

人権問題のとらえ方も違う。例えば民族によっては女性が土地を相続できないルールがあり問題視されているが、民族の慣習法も重視されている国が多く、なかなか変える手段がない。しかしそもそも世界でうたわれている「個人の人権」の概念は、アフリカの人々が考えるもう少し広い意味での「人権」概念と同じなのか、という問いがある。ヨーロッパ的な人権を目指すのではなく、Ubuntu (ウブントゥ、南部アフリカの言語でコミュニティとかかわりや絆といった意味) などのアフリカに根差した集団的人権概念とのすり合わせが必要なのではないか (*6 Andreasson)。そもそもマリの憲法 (Kurukan Fouga) では13世紀前半の時点で既に生存権に近い規定があったのだということは、あまり知られていない。13世紀前半といえばイギリスのマグナカルタと同期である。

＊

さて、こうした各分野の議論を包含する問いかけとして、では市民は法律や司法制度に対してどういう形でアクセスし、関わるができるのかという問いがある。各国で、裁判所も少なければ法曹人口も少ない。これは司法過疎と言われ、日本では司法制度改革や法テラスが対応してきた分野であるが、アフリカではそのような紋切り型の対応ではつとまらない。トラブル解決や法手続の手段を市民に行きわたらせるためには、国家の法を施行する裁判所頼みでは到底足りないからだ (Access to justice の問題)。

そもそも市民が法律や制度について知らない (これは日本もだが)。特にアフリカの貧困層にとって、法制度は「貧困を克服するための道具」ではなく、むしろ (日本以上に) 「社会の繁栄や安全に対する障壁」となっていないかという議論が最近なされている (法のエンパワメント (Legal empowerment) の議論)。

つまり法制度が「規制」を行い、権力構造から遠い人びとに対して抑制的に機能する一方で、その人々は法律が貧困の克服や生活の安定の助けになり得ることを知らない。たとえば地域でのトラブル解決や雇用者との交渉、国家や大企業による土地の接収に対する賠償を求める根拠になる法や慣習、制度があるといったことを知らない。

「法はアフリカ社会を豊かにするのか」という問いへの答えは、ここまで示唆してきたように「アフリカ大陸全体に通用する法制度はない」が、「国家と社会の健全な関係に資するならば可

能」というものになるが (*2 Sherman)、そのためには市民社会側に知識や道具が必要となる。その一つが「法のエンパワメント」である。

「法のエンパワメント」とは、「主に貧困層が法を体験する方法を変革し、制約的な体験からエンパワメントへと移行させること」であるという (*7 Cisse)。ではどうやって。

次号では、アフリカ各地、特に旧イギリス植民地だった東南部で活躍しているパラリーガル制度について紹介し、法律家人口が少ない各国で、司法を身近にし、市民社会の武器とする「法のエンパワメント」がいかに行われているかを説明する。

*1 Baderin, M., "Law and Development in Africa; Towards a New Approach" (2010)

*2 Sherman, F.C., "Law and Development Today: The New Developmentalism" (2009)

*3 Mazrui, A., "The Africans: A Triple Heritage (1986)"

*4 ILO

2022, https://www.ilo.org/africa/events-and-meetings/WCMS_842674/lang--en/index.htm

2018, https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_emp/documents/publication/wcms_792078.pdf

*5 World Bank <https://data.worldbank.org/indicator/SI.POV.GINI?locations=ZG>

*6 Andreasson, S., "Thinking Beyond Development: the Future of Post-Development Theory in Southern Africa" (2007)

*7 Cisse, H., "Legal Empowerment of the Poor: Past, Present, Future" (2013)

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著者>



原口 侑子

One Asia Lawyers Group / 弁護士法人 One Asia

日本法弁護士

2008年弁護士登録後、森・濱田松本法律事務所に入所し、一般企業法務、クロスボーダーM&A案件等の案件に従事。その後、一般企業法務に加えて日系企業の海外進出支援などの国際取引案件を取り扱ってきた他、JICA受託案件等を中心として、南アジア・東南アジア地域での司法・行政・保健制度調査業務や、アフリカ地域での司法制度調査・雇用調査、ジェンダー・保健案件への従事等、多岐にわたる開発援助業務を行ってきた。



	<p>また、監査役や医療法人の理事・社員といった経験に加え、アジア・アフリカ等世界30カ国での裁判所を訪問・研究の記録をまとめた書籍を出版する等、幅広い国際的な業務経験を持つ。</p> <p>現在は、イギリスのロンドン大学東洋アフリカ院（University of London, School of Oriental and African Studies (SOAS)) (https://www.soas.ac.uk/)（社会人類学修士課程）に在籍中であり、主にアフリカ法と開発、法と人類学などを研究しながら、アジア・アフリカ・ヨーロッパの最先端の情報の発信を行っている。</p>
--	---